

(誤)

9 一時所得の金額の計算

- (1) 「一時所得の金額」は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除し、その残額から更に、一時所得の特別控除額を控除した金額である（所法34②）。

算 式

$$\text{一時所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{その収入を得るために支出した金額}$$

(正)

9 一時所得の金額の計算

- (1) 「一時所得の金額」は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除し、その残額から更に、一時所得の特別控除額を控除した金額である（所法34②）。

算 式

$$\text{一時所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{その収入を得るために支出した金額} \\ - \text{一時所得の特別控除額（最高50万円）}$$